

作業環境測定の実務上の位置付けについて

1. 作業環境測定について
2. 作業環境測定事後措置について
3. 機械等の自主検査について
4. 罰則について

注意事項

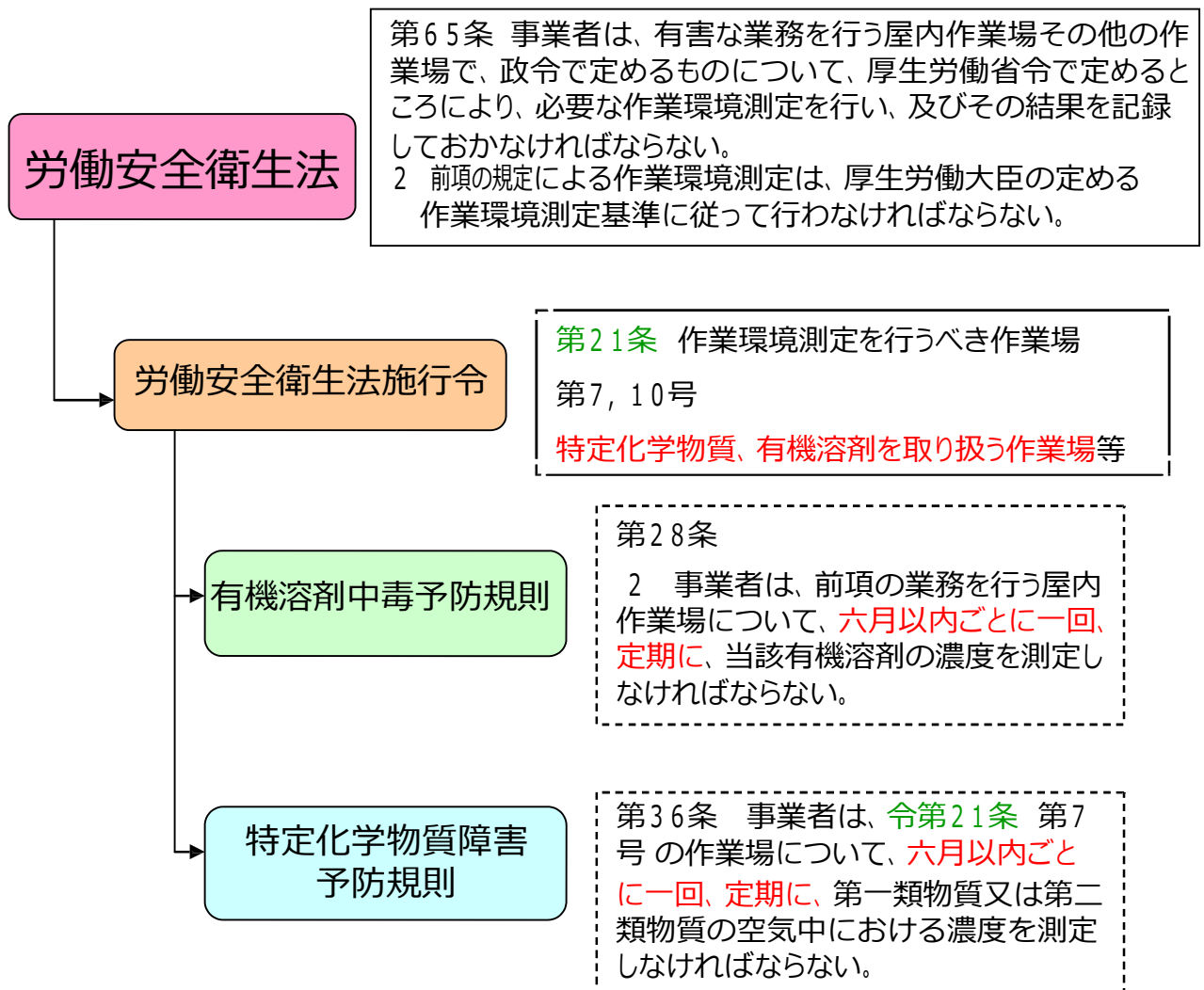
作業環境測定の実施上の位置付けについての解説は、長崎大学の作業環境測定において、事務局で担当しているものにのみ焦点を当てて説明しています。

また、解説に記載してある法律、政令等については、インターネットで閲覧することが可能ですので、法律・政令等の詳細につきましては各自で閲覧願います。

ご不明な点等ございましたら、保健・医療推進センター {内線：2214} までお問い合わせ下さい。

1. 作業環境測定について

(1) 体系図



(2) 上記の規則に違反した場合

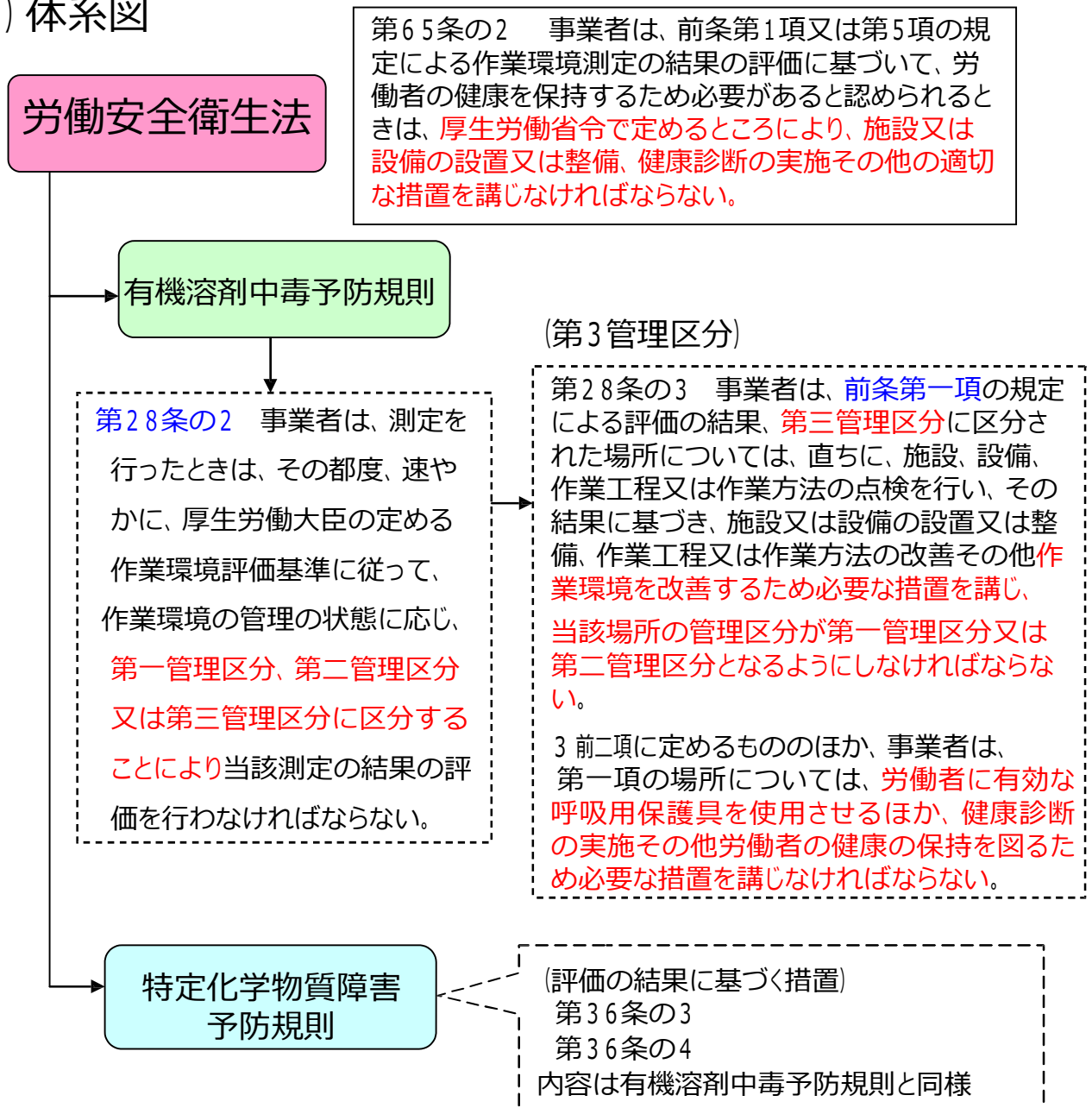
1. 刑事責任：**6月以下の懲役又は50万円以下の罰金**

(労働安全衛生法第119条第1項)

2. 民事責任：事故等が発生した場合、安全配慮義務違反により、損害賠償を請求されうる。

2. 作業環境測定事後措置について

(1) 体系図

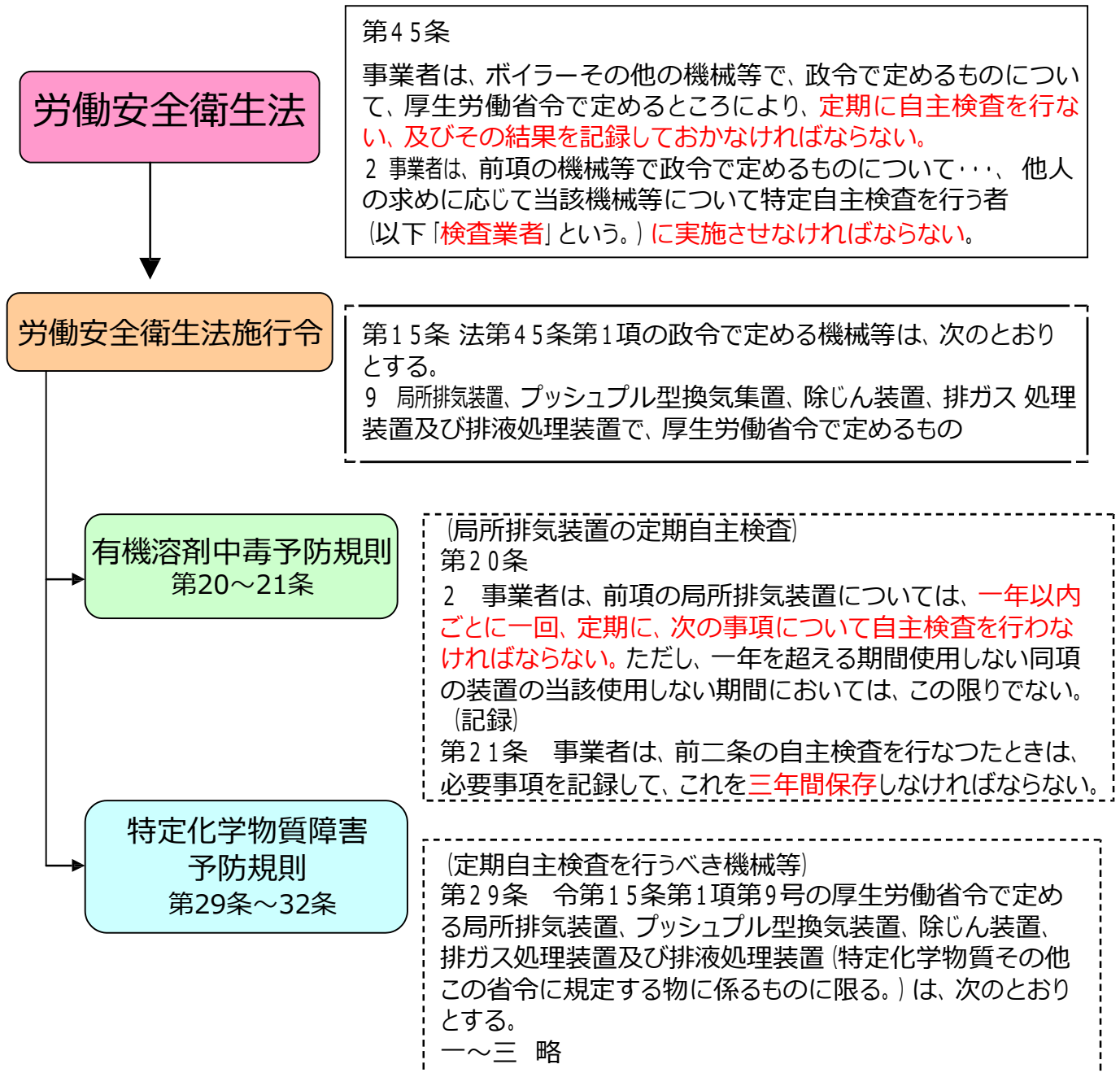


(2) 上記の規則に違反した場合

1. 刑事責任：労働安全衛生法違反となる。直接の罰則適用はないが、労働基準監督署より命令書等（第65条第5項）が出されるおそれがある。命令書に違反すると、50万円以下の罰金が科せられる。
(労働安全衛生法第120条第2項)
2. 民事責任：事故等が発生した場合、安全配慮義務違反により、損害賠償を請求されうる。

3. 機械等の自主検査について

(1) 体系図



(2) 上記の規則に違反した場合

1. 刑事責任：**50万円以下の罰金** (労働安全衛生法第120条)
2. 民事責任：事故等が発生した場合、安全配慮義務違反により、損害賠償を請求されうる。

4. 罰則について

(1) 体系図

